

「(仮称) 太陽光発電施設の適正な設置・運営に関する条例 (骨子案)」
に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和6年12月23日(月)～令和7年1月20日(月)

(2) 意見の応募者数 7名
意見数 14件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	0	1	6	0	7

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、条例に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、条例に盛り込み済みと考えるもの	7件
C	条例の参考とするもの	1件
D	条例に盛り込まないもの	3件
E	その他、要望・意見等	3件
計		14件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	E	太陽光発電施設の建設自体を止めてもらいたい。熊本県阿蘇山をはじめとして、全国ですでに悲惨な状況になっている。あの惨状のどこが環境保護なのか？ 全く道理が通らないので、太陽光発電は促進しないでもらいたい。	太陽光発電施設は、国において気候変動対策の一環として積極的な設置が推進されており、本市においても「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限導入を目指しているところがあります。
2	E	県内では、山などが太陽光パネルで埋まっていたり、丸裸になっているのをたまに見かける。 パネルの耐用年数も20、30年程で処分にもコストがかかるという聞いたことがある。 栃木県は今のところ比較的被	近年、太陽光発電施設の導入拡大に伴い、施設設置による土砂災害や景観への影響、自然環境の悪化などの問題が全国的に生じていることから、本市としては、導入促進にあたり地域と調和を図ることが大変重要であると認識

		害が少ないが、森林等の自然が災害から守ってくれる側面もあり、農業をやっているところも多いので、自然のバランスが崩れかねない太陽光発電施設は推進してほしくない。	しております。 そのようなことから、本条例により、特に保全が必要な区域は許可制としその他の区域は届出制とすることで、災害の防止や、自然環境・景観、生活環境等と調和した適正な太陽光発電事業を推進するものであります。
3	D	太陽光発電施設の適切な設置の推進にあたり、本条例のように許可制に移行することは他自治体でもあることだが、本条例は制限される範囲が大きすぎる（再エネ普及促進に反する）と感じる。 「合計出力10kW以上の太陽光発電施設を対象とする」「地域森林計画対象民有林・市街化調整区域等を保全区域とする」について、地域森林計画対象民有林・市街化調整区域は対象範囲が広すぎる。太陽光発電設備をすべて許可制にしたいと考えているとしか思えない。脱炭素の取り組みに逆行していないだろうか。事業用の太陽光を実質すべて許可制にすることは、再エネ普及促進の理解がある都市の条例とは思えない。 実際に本条例がそのまま施行されると、宇都宮市において、事業用太陽光10～50kWの案件は事業性がなくなる業者が多数となり、宇都宮市の土地所有者の資産管理面において悪影響が出るものと懸念している。 そもそも太陽光発電は栃木県では30以上の法規制が関わっており、無制限に乱立されている状況ではないと考えており、むしろ、既設設備が各種法令を遵守して設置されたものか、そうでない施設に対する行政指導の方が太陽光発電事業に対して現在必要	太陽光発電施設は、国において気候変動対策の一環として積極的な設置が推進されており、本市においても「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限導入を目指しているところであります。 近年、太陽光発電施設の導入拡大に伴い、施設設置による土砂災害や景観への影響、自然環境の悪化などの問題が全国的に生じていることから、本市としては、導入促進にあたり地域と調和を図ることが大変重要であると認識しております。 本条例では、本市の特性に合わせた指導等の対象や基準を設定するとともに、不適正な発電事業にも対応できるよう、広く10kW以上の小規模施設から対象とし、更に、「地域森林計画対象民有林」「市街化調整区域」など、周辺環境へ特に配慮が必要な区域を「保全区域」として指定し、区域内で行う事業については、適正な設置に向けた指導等を効果的に行うため、許可制とすることとしております。 なお、既存施設への対応につきましては、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき、引き続き、事業者

		な措置ではないかと考える。 条例（骨子案）の修正についてご検討いただきたい。	への指導・助言を行ってまいります。
4	B	本条例は事業者の範囲が明確に設定されていないため、個人が趣味の範囲等で太陽光発電を設置し周辺住民に迷惑を掛けたり、個人の知識範囲で、誰のチェックも受けず勝手な工事が行われる。 本条例では、個人の住宅内に設置された場合、条例の目的である「（中略）防災、自然環境、景観等の保全及び市民の安全・安心な生活環境を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図る」を達成できません。	本条例では、事業主体が個人か事業者かを問わず、建築物に設置する場合を除き、10kW以上の太陽光発電施設を対象としております。 今後は、本条例に基づく適正な太陽光発電施設の設置が行われるよう個人事業者も含め広く事業周知に努めてまいります。
5	B	「4 事業者の責務」において、「事業者は、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る事業体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。」 「事業者が講ずるよう努める措置は～」等との記載が見られるが、ここは努めるのではなく、マストとなるような記載に見直してほしい。 記載されている措置の例は、いずれも当たり前の話だと思われ、事業者にとって過剰な負担となることは想定されない。	「4 事業者の責務」において事業者の努力義務としている「地域住民に対する情報提供」、「維持管理等に係る事業体制の構築」、「撤去の適正な実施」については、「10 説明会等の実施」、「21 維持管理等」、「23 事業廃止後の適正処分等」において、それぞれの取組を事業者の義務として規定しているところであります。 なお、事業者の責務については、整合性をとり以下のとおり修正します。 【修正案】 「4 事業者の責務」 ・ 事業者は、地域住民等に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、適正な撤去を行わなければなりません。 ・ 事業者は、規則で定める必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。

6	B	事業者が倒産するなどした場合、誰が原状回復の責任を負うのか。	本条例では、事業者の責務のほか、土地所有者の責務も規定しており、土地所有者による適正な管理等を求めていく考えであります。
7	D	「10 説明会等の実施」において、「(中略)ただし、説明会等を開催することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りではありません。」とあるが、説明会等を開催することが困難であるというのは、具体的にどのような場合を想定しているのか。想定されないのであれば、このただし書きは削除した方がよい。	「説明会等を開催することが困難であると市長が特に認めるとき」とは、太陽光発電施設が工場敷地内等に設置され、対象地域に居住者がいないなど、周辺地域に影響を与えるおそれがない場合等を想定しております。 なお、地域住民等への発電事業の説明は、地域住民等との良好な関係を構築する上で重要なものと認識しておりますので、原則として説明会等の実施を求めてまいります。
8	D	「10 説明会等の実施」について、住民からの申出による、住民-事業者間の協議結果は市長が公表する旨、記載してほしい。	太陽光発電施設の設置にあたっては、地域住民等との良好な関係構築が重要であると認識しておりますことから、事業者から地域住民等に十分な説明や協議が適切に実施されるよう、必要な手続きを規定し、実施状況を確認、指導等してまいります。協議結果等については、必要に応じて、関係者に対して、情報提供してまいります。
9	B	「11 設置事業の許可」について、許可を受ける必要があるのは「保全区域」に限られるのか。 保全区域でなくとも、場所ごとに講ずべき措置があるのではないかな。 保全区域に限らずとも、必要に応じて許可の基準で示すような対策を講じる旨、どこかに記載した方がよいのではないかな。	許可が必要なものは、保全区域内に設置する太陽光発電施設及び、農用地区域、甲種農地、第1種農地に設置する営農型太陽光発電施設としています。 保全区域外に設置する場合であっても、保全区域の内外を問わず事業者の責務において遵守事項を規定するほか、住民説明会等

			の実施や適正な維持管理、廃棄等については、事業者の義務として規定しており、これらの規定に基づいて、適正な発電施設の設置・運営を推進してまいります。
1 0	C	「12 許可の基準等」について、温度対策も講じていることも必要ではないか。太陽光パネルの表面温度が 70～80℃に達すること、周囲の温度が上がってしまうような懸念があるのであれば、太陽光パネルの表面温度が上がり過ぎないような材質のパネルを用いるなどの対策はしてほしい。	太陽光パネルの温度対策については、太陽光パネルの表面温度上昇を抑える材質など効果的な対策に関する情報が少ない状況にあることから、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
1 1	E	「12 許可の基準等」における営農型太陽光発電事業の許可について、「(中略)ただし、営農に支障があると市長が特に認めるときは、一部の基準を適用しないことができるものとします。」とあるが、これはなぜか。	営農型太陽光発電事業については、農地の一時転用許可を受けて、営農の継続を条件に実施していることや、国の「事業計画策定ガイドライン」において、柵塀等の設置により営農上支障が生じる場合、柵塀等の設置を省略することができる旨規定されていることを踏まえ、一部の許可基準は、営農に支障がある場合、適用しないことができると規定しております。
1 2	B	土地所有者が事業区域を適正に管理するためには、ある程度の資金が必要ではないかと思料します。このため、市税の滞納がないことなどの要件を確認されることを希望する。 また、必要に応じて、事業区域の管理計画や資金計画を提出いただき、土地所有者としての責務を果たしていただける体制の確認も行われるべきと考える。これにより、事業の円滑な進行と地域	太陽光発電事業を円滑に実施するためには、一定の資力が必要であると認識しておりますので、「12 許可の基準等」におきまして、設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用について、確認を行うこととしております。 また、発電施設の維持管理等につきましても、事業者は施行規則で定める基準に従い、維持管理等計画を作成、提出し、市が維持管理体制等の確認を行うこととしております。 なお、発電施設の適正な維持管

		全体の信頼性の向上が図られるものと期待する。	理等につきましては、事業者の責務、土地所有者の責務として規定しております。
1 3	B	全国的に太陽光発電所対象の金属盗事件が多発し、本県においても令和6年12月末現在で1,806件（前年同期比+342件）と増加している。それに伴い損害保険の支払金額が増加しており、新規加入や防犯対策を取らない事業者との契約を結ばない状態であり、今後窃盗被害にあった事業者が発電施設を放棄する事態も十分予想される。 そこで、条例の中で、事業者の防犯対策を推進するような項目を検討してほしい。 修正案 「4 事業者の責務」3行目 事業者は、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、<u>犯罪の防止に配慮した構造、設備などを有する等</u>、撤去の適正な実施その他の規則で定める（以下略）	防犯対策の推進については、施行規則において、維持管理等の基準として「第三者が容易に立ち入ることができないよう柵又は塀を設置すること」や、事業者が講ずるよう努める措置において、「防犯対策の観点から、第三者の侵入等を確認するための措置を講ずること」を規定する予定です。
1 4	B	太陽光発電システムから発生する不要電波によって、無線通信が妨害される事例が全国で報告されている。防災行政無線や関連施設の周辺に太陽光発電施設を設置する際には、不要電波の発生を防止するための対策が講じられているかどうかについて、事前に確認してください。申請様式等において、この確認のために必要な内容を記載できる書式の整備についてご検討いただきたい。 また、不要電波による無線通信の妨害防止を徹底するよう、事業者へ通知し、注意喚起を行ってください。	太陽光発電システムから発生する不要電波による無線通信妨害については、事業者の責務のうち事業者が講ずるよう努める措置として、施行規則において「太陽光発電施設から発する電磁波等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。」を規定する予定であり、この規定により注意喚起と誠実な対応を求めています。 また説明会等の実施に際しては、施行規則で、太陽光発電事業が周辺地域の安全や生活環境等に対して及ぼし得る影響やその

	住民説明の際には、太陽光発電施設の設置後に無線通信の妨害が検知された場合の通報窓口の明示と、誠実な対応を行うことを確約させるよう指導をお願いしたい。 さらに、不要電波による無線通信の妨害防止対策を「事業者の責務」として規定していただくようお願いしたい。	予防措置等について説明するよう規定する予定でありますので、必要に応じて、不要電波発生防止の対策を含め適切な説明を行うよう指導してまいります。
--	--	---